

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	公園緑地課
委 託 業 務 名	第 4 次大津市緑の基本計画（中間見直し）策定支援業務
委 託 業 務 場 所	大津市全域
概 要	第 4 次大津市緑の基本計画は平成 3 0 年（2 0 1 8 年）から令和 1 4 年（2 0 3 2 年）までを計画期間としている計画であり、概ね 7 年間を区切りに、計画の評価と検証を行うとともに、社会情勢や関連する各種制度の変更など計画を取り巻く環境に大きな変化があった場合、計画の中間見直しを行うこととしている。 当該業務においては令和 5 年度に実施した市民意識調査の結果や計画の評価検証を踏まえ、中間見直し案の作成を行うことを目的とする。
契 約 期 間	令和 6 年 7 月 1 6 日 から 令和 7 年 3 月 2 8 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 7 月 1 6 日
契 約 金 額	¥ 4 , 9 7 6 , 4 0 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大阪府大阪市中央区谷町二丁目 2 番 2 2 号 〔名 称〕 株式会社総合計画機構
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	公募型プロポーザル方式により、参加者の公募を行い、企画提案に係るプレゼンテーション審査を実施した結果、上記の事業者が当該事業の遂行において最も適切であると認められたため。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。